

○公立学校共済組合兵庫支部特定個人情報等取扱細則

(平成 28 年 3 月 10 日制定)

改正 平成 28 年 9 月 23 日 令和 6 年 5 月 27 日

(趣旨)

第 1 条 この細則は、公立学校共済組合特定個人情報等取扱規程（平成 27 年 12 月 9 日制定。以下「規程」という。）第 30 条の規定に基づき、公立学校共済組合兵庫支部（以下「支部」という。）における特定個人情報等の取扱いについて必要な事項を定める。

(利用目的の特定)

第 2 条 規程第 4 条第 1 項に規定する利用目的について、支部における個人番号利用事務の範囲は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。）第 9 条第 1 項に定める別表の規定に基づき、次の各号に掲げる事務とする。

- (1) 地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号。以下この項において「法」という。）による短期給付の支給に関する事務であって行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成 26 年内閣府・総務省令第 5 号。以下この項において「主務省令」という。）で定めるもの
- (2) 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）による年金である保険給付若しくは一時金の支給又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
- (3) 法による年金である給付の支給又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和 37 年法律第 153 号）による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
- (4) 法による福祉事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
- (5) その他番号法別表に規定する事務であって主務省令で定めるもの

2 規程第 4 条第 1 項に規定する利用目的について、支部における個人番号関係事務の範囲は、番号法第 9 条第 4 項の規定に基づき、次の各号に掲げる事務とする。

- (1) 所得税源泉徴収関係事務
- (2) 住民税関係事務
- (3) 健康保険関係事務
- (4) 厚生年金保険関係事務
- (5) 国民年金関係事務
- (6) 雇用保険関係事務
- (7) 前項各号に関する個人番号関係事務
- (8) その他番号法別表に規定する事務に関する個人番号関係事務
(個人番号を取り扱う事務の範囲等)

第 3 条 規程第 14 条第 2 項の規定により、支部における個人番号を取り扱う事務の範囲、特定個

個人情報等の範囲及び事務取扱担当者は、次の表のとおりとする。

| 個人番号を取り扱う事務の範囲 | 特定個人情報等の範囲 | 事務取扱担当者 |
|---------------------------------------|------------------------------|----------------------------|
| 前条第1項第1号に掲げるもの | 左記の事務に関する個人番号、氏名、生年月日その他必要事項 | 給付・資格班の職員等 |
| 前条第1項第2号及び第3号に掲げるもの | | 年金班の職員等 |
| 前条第1項第4号に掲げるもの | | 管理・福祉班の職員等 |
| 報酬、料金等の支払調書に関する事務であって前条第2項第1号に掲げるもの | | 業務・経理班及び支払調書に関する事務を取り扱う職員等 |
| 支部の職員等の税及び社会保障に関する事務であって前条第2項各号に掲げるもの | | 業務・経理班の職員等 |

(特定個人情報等保護管理者等の職務)

第4条 規程第15条第2項の規定により、支部における特定個人情報等保護管理者及び特定個人情報等保護管理補助者並びにその職務は、次の表のとおりとする。

| 区 分 | | 該当職員 | 職 務 |
|----------------|-------|----------|---|
| 特定個人情報等保護管理者 | 総括管理者 | 事務長 | (1) 一般管理者及び電算管理者の監理 (2) 規程第21条に規定する情報漏えい等事案への対応 |
| | 一般管理者 | 副事務長 | (1) 支部の保有する特定個人情報等の管理 (2) 特定個人情報等保護管理補助者の職務の監督 |
| | 電算管理者 | 業務・経理班主幹 | (1) 特定個人情報ファイルの運用の管理 (2) 特定個人情報等保護管理補助者の職務の監督 |
| 特定個人情報等保護管理補助者 | | 各班長又は主幹 | (1) 特定個人情報等の取扱い状況等の把握 (2) 委託先における特定個人情報等の取扱状況等の監督 (3) 特定個人情報等保護管理者に対する報告 (4) その他所管部署における特定個人情報等の安全管理 |

(取扱状況の記録)

第5条 事務取扱担当者は、規程第19条に規定する特定個人情報ファイルの取扱状況の確認のため、「特定個人情報ファイル管理簿」(別紙様式第1号)に記録するものとする。

(運用状況の記録)

第6条 事務取扱担当者は、規程第20条に規定する運用状況の確認のため、システムログ又は「特定個人情報等の運用状況記録簿」(別紙様式第2号)に記録するものとする。

(特定個人情報等を取り扱う区域)

第7条 規程第25条に規定する支部における「取扱区域」は、次の表のとおりとする。

| | |
|------|------------------|
| 取扱区域 | 公立学校共済組合兵庫支部 執務室 |
|------|------------------|

附 則

この細則は、平成28年3月10日から実施し、平成27年10月5日から適用する。

附 則

この改正は、平成28年9月23日より実施する。

附 則

この改正は、令和6年5月27日より実施する。

公立学校共済組合兵庫支部特定個人情報等取扱細則の一部改正 新旧対照表

| 現行 | 改正案 | 備考 |
|--|--|---|
| <p>第1条 (略)</p> <p>(利用目的の特定)</p> <p>第2条 規程第4条第1項に規定する利用目的について、支部における個人番号利用事務の範囲は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項に定める別表第1の規定に基づき、次の各号に掲げる事務とする。</p> <p>(1) 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号。以下この項において「法」という。)による短期給付の支給に関する事務であって行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号。以下この項において「主務省令」という。)で定めるもの</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(5) その他番号法別表第1に規定する事務であって主務省令で定めるもの</p> <p>2 規程第4条第1項に規定する利用目的について、支部における個人番号関係事務の範囲は、番号法第9条第3項の規定に基づき、次の各号に掲げる事務とする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) その他番号法別表第1に規定する事務に関する個人番号関係事務</p> | <p>第1条 (略)</p> <p>(利用目的の特定)</p> <p>第2条 規程第4条第1項に規定する利用目的について、支部における個人番号利用事務の範囲は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項に定める別表の規定に基づき、次の各号に掲げる事務とする。</p> <p>(1) 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号。以下この項において「法」という。)による短期給付の支給に関する事務であって行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号。以下この項において「主務省令」という。)で定めるもの</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(5) その他番号法別表に規定する事務であって主務省令で定めるもの</p> <p>2 規程第4条第1項に規定する利用目的について、支部における個人番号関係事務の範囲は、番号法第9条第4項の規定に基づき、次の各号に掲げる事務とする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) その他番号法別表に規定する事務に関する個人番号関係事務</p> | <p>公立学校共済組合本部 特定個人情報等取扱細則の改正に伴う変更</p> |

(個人番号を取り扱う事務の範囲等)
 第3条 規程第14条第2項の規定により、支部における個人番号を取り扱う事務の範囲、特定個人情報等の範囲及び事務取扱担当者は、次の表のとおりとする。

| 個人番号を取り扱う事務の範囲 | 特定個人情報等の範囲 | 事務取扱担当者 |
|---|----------------------------------|--------------------------------------|
| 前条第1項第1号に掲げるもの | 左記の事務に関する個人番号、氏名、生年月日 その他必要事項 | 給付・資格班の職員等 |
| 前条第1項第2号及び第3号に掲げるもの | | 年金班、 <u>業務・経理班</u> の職員等 |
| 前条第1項第4号に掲げるもの | | 管理・福祉班の職員等 |
| 報酬、料金等の支払調書に関する事務であって前条第2項第1号に掲げるもの | | <u>管理・福祉班</u> 及び支払調書に関する事務を取り扱う職員等 |
| 支部の職員等の税及び社会保障に関する事務であって前条第2項各号に掲げるもの | | <u>管理・福祉班、給付・資格班、年金班、業務・経理班</u> の職員等 |
| <u>年金受給者の扶養親族等申告書に関する事務</u> であって前条第2項第1号及び第2号に掲げるもの | | 年金班の職員等 |

第4条～第7条 (略)

(個人番号を取り扱う事務の範囲等)
 第3条 規程第14条第2項の規定により、支部における個人番号を取り扱う事務の範囲、特定個人情報等の範囲及び事務取扱担当者は、次の表のとおりとする。

| 個人番号を取り扱う事務の範囲 | 特定個人情報等の範囲 | 事務取扱担当者 |
|---------------------------------------|----------------------------------|------------------------------------|
| 前条第1項第1号に掲げるもの | 左記の事務に関する個人番号、氏名、生年月日 その他必要事項 | 給付・資格班の職員等 |
| 前条第1項第2号及び第3号に掲げるもの | | 年金班の職員等 |
| 前条第1項第4号に掲げるもの | | 管理・福祉班の職員等 |
| 報酬、料金等の支払調書に関する事務であって前条第2項第1号に掲げるもの | | <u>業務・経理班</u> 及び支払調書に関する事務を取り扱う職員等 |
| 支部の職員等の税及び社会保障に関する事務であって前条第2項各号に掲げるもの | | 業務・経理班の職員等 |

第4条～第7条 (略)

実態に合わせて変更

附 則
この細則は、平成 28 年 3 月 10 日から実施し、平成 27 年 10 月 5 日から適用する。

附 則
この改正は、平成 28 年 9 月 23 日より実施する。

別紙様式第 1 号～別紙様式第 2 号 (略)

附 則
この細則は、平成 28 年 3 月 10 日から実施し、平成 27 年 10 月 5 日から適用する。

附 則
この改正は、平成 28 年 9 月 23 日より実施する。

附 則
この改正は、令和 6 年 5 月 27 日より実施する。

別紙様式第 1 号～別紙様式第 2 号 (略)